

設備投資減税制度に関するQ & A

2023年5月15日版

- このQ&Aは、リースで導入した設備について、設備投資減税制度をご利用いただく際の一般的な留意事項を整理したものです。随時更新をいたします。

【国税・地方税】2023年度税制改正

Q1 設備投資減税制度の主な改正内容を教えてください。

A 以下の改正が行われました。

- 中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、DX投資促進税制、地域未来投資促進税制の適用期限が2年延長されました（国税）。
- 生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置が創設されました（地方税）。生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置（課税標準を3年間ゼロ～1/2とする特例措置）は2023年3月31日をもって廃止されました。

【国税】税額控除制度

Q2 税額控除制度とはどのような制度か教えてください。

A 対象設備を事業の用に供した年度の所得に対する法人税額または所得税額から対象設備の取得価額に応じた額を控除できる制度です。

【税額控除制度のイメージ図】



税額控除により法人税の納付額が一部免除されます。

Q3 税額控除制度を利用する場合の手続きを教えてください。

A 税務申告が必要です。確定申告書等に取得価額・控除金額の計算に関する明細書等の書類を添付して申告します。また、税額控除制度を利用するためには、青色申告書を提出する必要があります。

Q4 所有権移転外ファイナンス・リース取引とはどのような取引なのか教えてください。

A 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、以下の①と②の要件を満たす取引（法人税法第64条の2）で、リース期間終了後の無償譲渡条件などが付されていない取引です。一般的なリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当します。

①賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであることまたはこれに準ずるものであること。

②賃借人（ユーザー）が賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

Q5 所有権移転外ファイナンス・リース取引で設備を賃借していますが、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できる理由を教えてください。

A 2008年4月1日以後に契約する所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税法上、売買取引があったものとして法人税額又は所得税額の計算を行います。これにより、税法上は賃借人（ユーザー）が設備を取得したものとして取り扱われることから、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できます。なお、オペレーティング・リース取引で導入した設備は税額控除制度の利用ができません。

Q6 中小企業者等であれば税額控除制度を利用することができますか。

A 中小企業者等であっても、大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人、大法人（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人）と完全支配関係がある場合、課税所得（過去3年間平均）が15億円超となる場合は、中小企業経営強化税制等の適用ができません。また、指定事業が定められている制度があります。このような制度では、対象設備を指定事業の用に供する必要があります。

また、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制は、一部の設備で税額控除が適用できない場合があります。

【中小企業経営強化税制の適用不可例】

①発電用の機械・装置、建物附属設備について、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が1/2を超える場合は税制を適用することができません。

②器具・備品について、医療保険業で用いる医療機器が除かれています。

③「コインランドリー業」（共同洗濯設備として病院等の施設内に設置されているものを除く。）の用に供する設備（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備）又は「暗号資産マイニング業」（主要な事業であるものを除く。）であって、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものは税制の対象外となります。

Q7 大企業の不適用措置について教えてください。

A 5G 投資促進税制、地域未来投資促進税制、DX 投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制は、大企業が設備を導入した場合も税額控除制度を利用できますが、一定の要件を満たさない場合、これらの税制を利用することができません。このことを「不適用措置」といいます。具体的には以下の要件全てに該当する場合、租税特別措置が適用できません。

- a. 所得金額が前年度所得金額を上回ること
- b. 継続雇用者給与等支給総額が、前年度以下であること。資本金 10 億円以上かつ従業員数 1,000 人以上の企業で、前年度黒字の企業は、継続雇用者給与等支給総額が、前年度から 1%（2022 年度は 0.5%）以上増加していないこと
- c. 国内設備投資額が、当期の減価償却費の総額の 3 割以下に留まること

【地方税】

Q8 生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置について、リースで設備を導入する際の手続きを教えてください。

A ユーザーは先端設備等導入計画の認定を市町村から受ける必要があります。認定申請をする際に「固定資産税軽減計算書」が必要となります。

① 固定資産税軽減計算書の入手

- 取引リース会社に対して、固定資産税軽減計算書の発行を依頼し、リース事業協会の確認を受けた固定資産税軽減計算書を入手してください。

② 先端設備導入計画・投資計画の確認

- 先端設備導入計画・投資計画を策定、上記①の固定資産税軽減計算書を添付して認定経営革新等支援機関の確認を受けてください。

③ 先端設備導入計画の認定

- 設備を設置する市町村に先端設備導入計画の認定申請をして認定を受けてください。申請する際に上記①の固定資産税軽減計算書を添付する必要があります。

④ 設備導入

- 上記③の認定を受けた後、設備を導入してください。

※特例措置に係る固定資産税の申告・納付手続きはリース会社が行うため、ユーザーが固定資産税の申告・納付手続きをする必要はありません。

以上